

長野市一般廃棄物処理基本計画の策定について

1. 策定・審議理由
2. 計画策定のポイント
3. 計画の構成
4. 計画の位置づけ 他の計画との関係
5. 計画の概要
6. 基本計画の策定に当たり留意すべきポイント
7. ごみ処理の現状について
8. 策定スケジュール

環境部 生活環境課

1 策定・審議理由

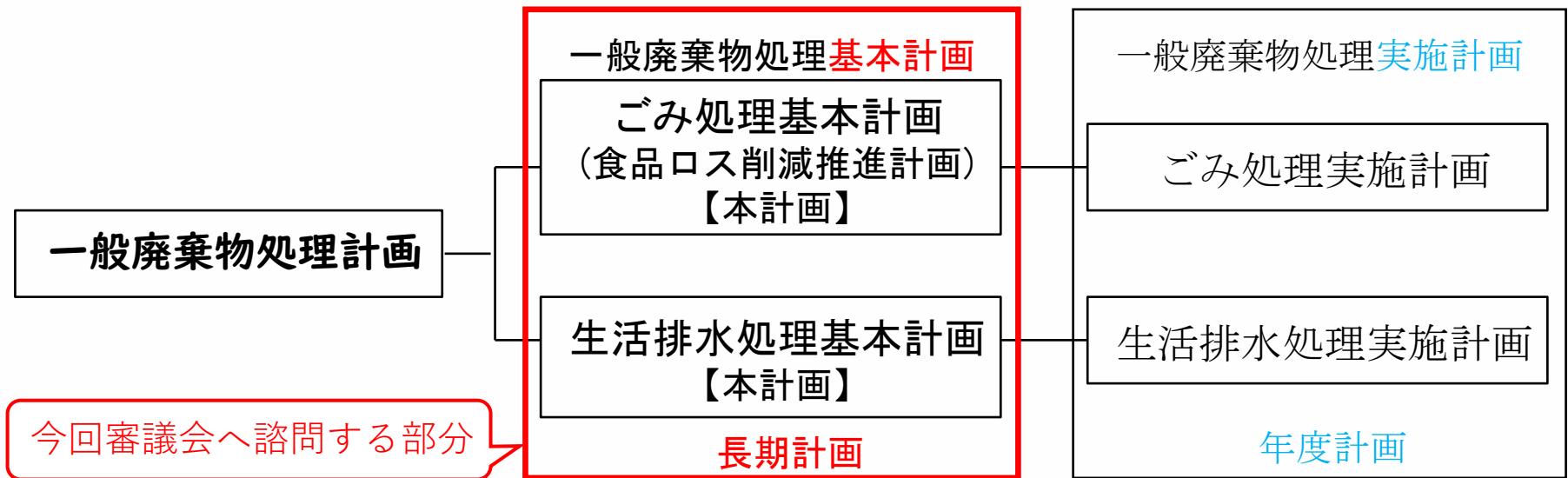
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、策定する法定計画
- 現計画が令和9年3月に満了となることから、新たな長野市一般廃棄物処理計画（以下「基本計画」いう。）を策定するため、長野市廃棄物減量等推進審議会へ意見を求めるもの

2 計画策定のポイント

- 国循環型社会形成推進基本計画（R6.8）や県廃棄物処理計画（R7改定、R8施行）市総合計画（R9～）等の上位計画との整合性
- プラスチック使用製品廃棄物及び充電式電池類の分別見直しを踏まえた計画の策定
- SDGsの推進

3 計画の構成

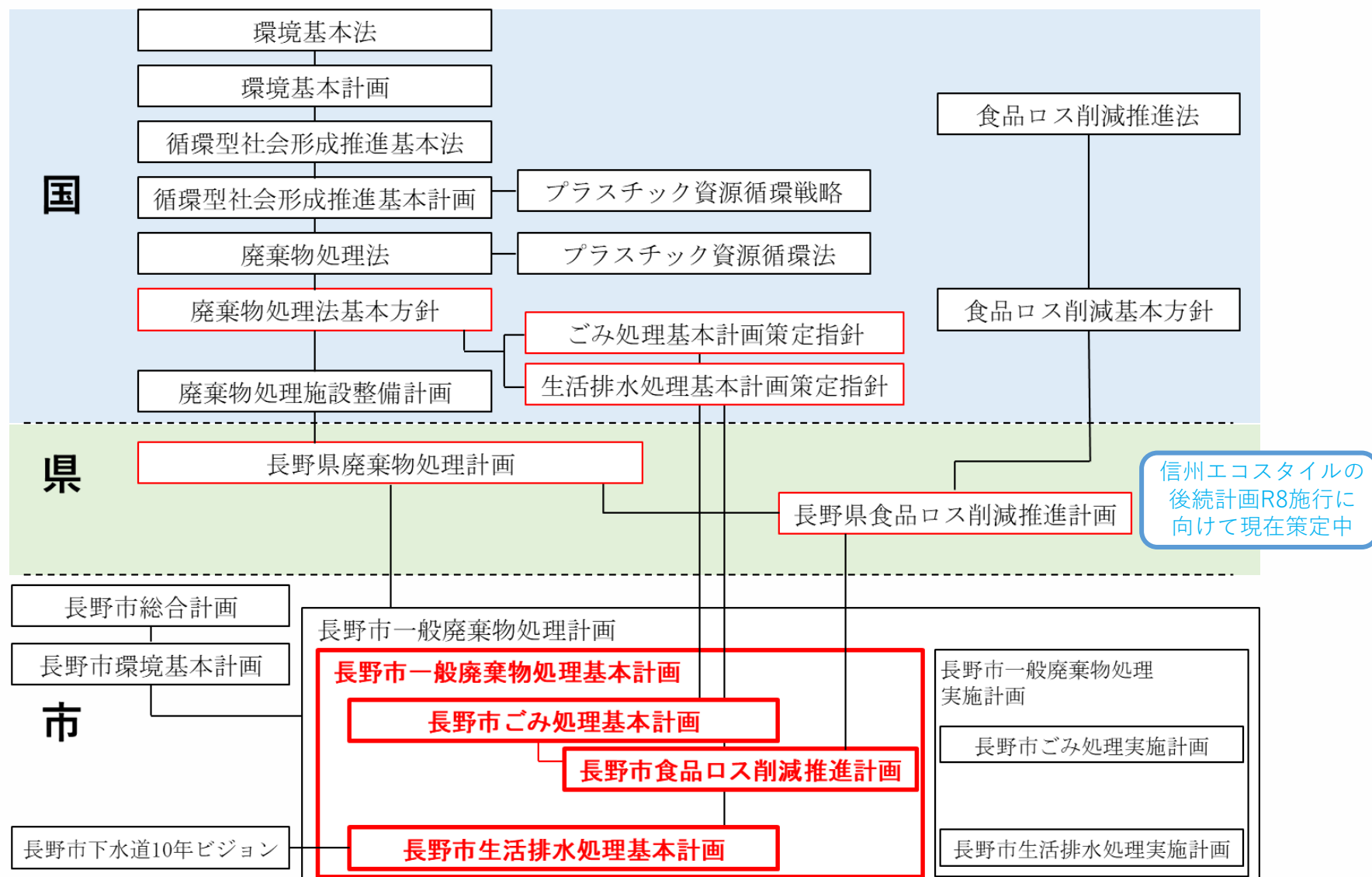
- ・ 廃棄物処理法施行規則第1条の3による
- ・ 一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める **基本計画**
- ・ 各年度の事業について定める一般廃棄物処理 **実施計画**
- ・ ごみに関する部分（食品ロスを含む）と生活排水に関する部分から構成



- ・ **一般廃棄物処理基本計画**
長期的視点に立ちごみ排出量の数値目標等を定め、基本的な方針を明確にするもの
- ・ **一般廃棄物処理実施計画**
分別方法や収集日程及び当該年度のごみ処理に関する具体的な事業等を定めているもの

4 計画の位置づけ 他の計画との関係

4



5 計画の概要

- ・対象地域 長野市内全区域
- ・対象となる廃棄物 長野市で発生する全ての一般廃棄物
- ・計画期間 令和9年度から令和13年度まで（5年間）

6 基本計画の策定に当たり留意すべきポイント

- ・国循環型社会形成推進基本計画(R6.8)や県廃棄物処理計画(R7改定、R8施行)、市総合計画(R9～)等の上位計画との整合性

令和7年2月に国において廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針が一部改訂されたことを踏まえ、基本計画のごみ排出量の数値目標を見直し

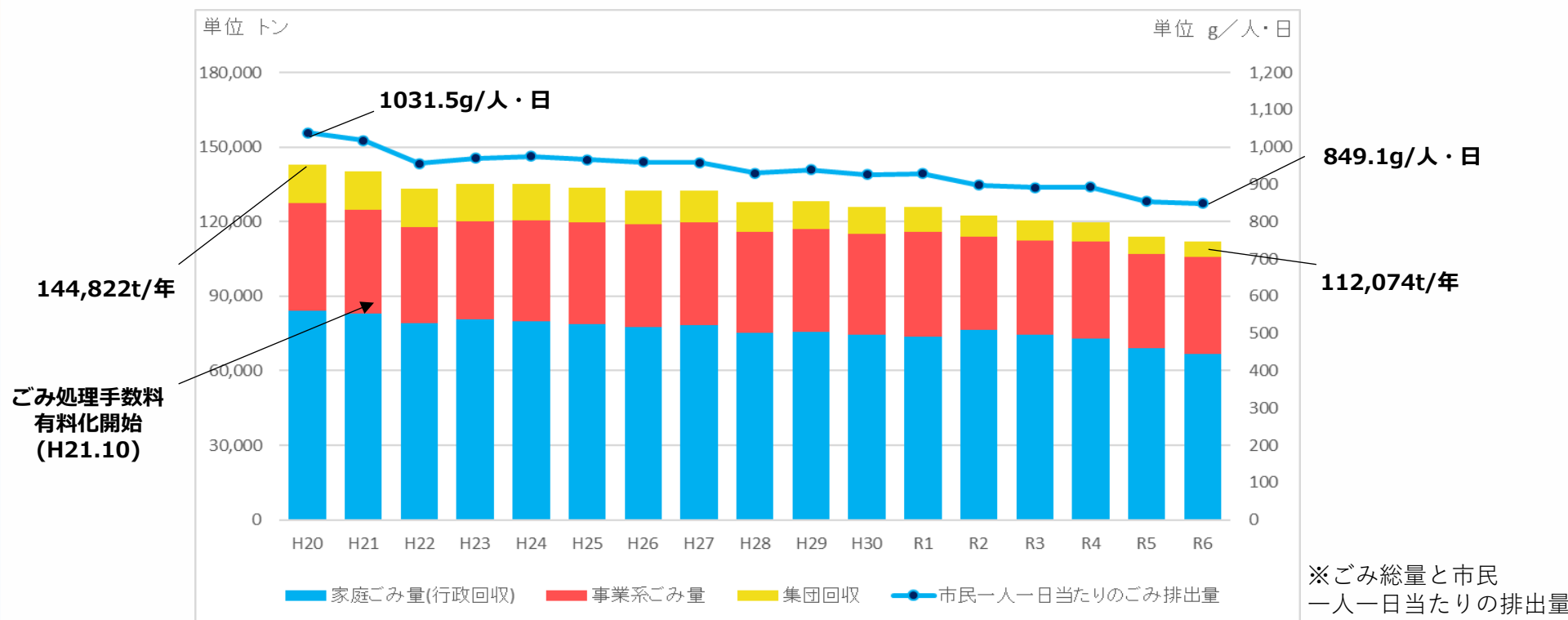
- ・プラスチック使用製品廃棄物及び充電式電池類の分別見直しを踏まえた計画の策定

策定期間中にごみの分別方法が変更し、新たに資源プラスチック・充電式電池等の回収が始まることから、これらを踏まえた計画策定が必要

7 ごみ処理の現状について

平成15年度をピークにごみは減少傾向

- ・ごみ総量は、令和 6 年度には112,074t/年
- ・1人1日あたり排出量は、令和 6 年度は849.1g/人・日
- ・家庭ごみ量は、可燃・不燃ごみ処理手数料の有料化以降減少
- ・事業系ごみ量は、近年横ばい



8 策定スケジュール

